

第67号議案

芦屋市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

芦屋市介護保険条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成30年9月3日提出

芦屋市長 山 中 健

提案理由

介護保険法施行令等の一部を改正する政令による介護保険法施行令の一部改正に伴い、関係条文を整理するため、この条例を制定しようとするもの。

芦屋市条例第 号

芦屋市介護保険条例の一部を改正する条例

芦屋市介護保険条例（平成12年芦屋市条例第11号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太枠の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正前部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(保険料率)</p> <p>第4条 平成30年度から平成32年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 次のいずれかに該当する者 72,360円</p> <p>ア 地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（以下「合計所得金額」という。）（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第</p>	<p>(保険料率)</p> <p>第4条 平成30年度から平成32年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 次のいずれかに該当する者 72,360円</p> <p>ア 地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（以下「合計所得金額」という。）（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第</p>

改正後	改正前
<p>1 項，第34条の3第1項，第35条第1項，第35条の2第1項又は第36条の規定の適用がある場合には，当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とする。以下この項において同じ。)が120万円未満である者であり，かつ，前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>イ (略)</p> <p>(7)～(14) (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>1 項，第34条の3第1項，第35条第1項，第35条の2第1項又は第36条の規定の適用がある場合には，当該合計所得金額から令第38条第4項に規定する特別控除額を控除して得た額とする。以下この項において同じ。)が120万円未満である者であり，かつ，前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>イ (略)</p> <p>(7)～(14) (略)</p> <p>2 (略)</p>

附 則

この条例は，公布の日から施行する。

## 参 照

### 芦屋市介護保険条例の一部改正要綱

#### 1 改正の趣旨

介護保険法施行令等の一部を改正する政令による介護保険法施行令の一部改正に伴い、関係条文を整理するため、この条例を制定しようとするもの。

#### 2 改正の内容

介護保険料率の算定において引用する介護保険法施行令の条項を改めるものとする。（第4条関係）

#### 3 施行期日

公布の日

## 介護保険法施行令等の一部を改正する政令（平成30年政令第56号）（抜粋）

（下線部分は、改正部分）

改正後	改正前
<p>（居宅介護サービス費等の額に係る所得の額の算定方法等）</p> <p>第22条の2 法第49条の2に規定する所得の額は、同条各号に掲げる介護給付に係るサービス（以下「介護給付対象サービス」という。）のあった日の属する年の前年（当該介護給付対象サービスのあった日の属する月が1月から7月までの場合にあつては、前々年。第3項において同じ。）の合計所得金額（地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいい、その額が0を下回る場合には、0とする。以下同じ。）</p> <p><u>（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項，第34条第1項，第34条の2第1項，第34条の3第1項，第35条第1項，第35条の2第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から特別控除額を控除して得た額とする。以下同じ。）とする。</u></p> <p><u>2 前項の特別控除額は、租税特別措置法第33条の4第1項若しくは第2項，第34条第1項，第34条の2第1項，第34条の3第1項，第35条第1項，第35条の2第1項又は第36条の規定により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除すべき金額及び同法第33条の4第1項若しくは第2項，第34条第1項，第34条の2第1項，第34条の3第1項，第35条第1項又は第36条の規定により同法第32条第1項に規定する短期譲渡所得の金額から控除すべき金額の合計額とする。</u></p> <p><u>3・4</u> （略）</p> <p>（保険料率の算定に関する基準）</p> <p>第38条 （略）</p> <p>(1) （略）</p>	<p>（居宅介護サービス費等の額に係る所得の額の算定方法等）</p> <p>第22条の2 法第49条の2に規定する所得の額は、同条各号に掲げる介護給付に係るサービス（以下「介護給付対象サービス」という。）のあった日の属する年の前年（当該介護給付対象サービスのあった日の属する月が1月から7月までの場合にあつては、前々年。第3項において同じ。）の合計所得金額（地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいい、その額が0を下回る場合には、0とする。以下同じ。）とする。</p> <p><u>2・3</u> （略）</p> <p>（保険料率の算定に関する基準）</p> <p>第38条 （略）</p> <p>(1) （略）</p>

改正後	改正前
<p>イ・ロ (略)</p> <p>ハ 市町村民税世帯非課税者であって、当該保険料の賦課期日の属する年の前年中の公的年金等の収入金額及び当該保険料の賦課期日の属する年の前年の合計所得金額から所得税法第35条第2項第1号に掲げる金額を控除して得た額の合計額が80万円以下であり、かつ、イ、ロ又はニに該当しないもの</p> <p>ニ (略)</p> <p>(2)～(9) (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p><u>4</u>～<u>10</u> (略)</p>	<p>イ・ロ (略)</p> <p>ハ 市町村民税世帯非課税者であって、当該保険料の賦課期日の属する年の前年中の公的年金等の収入金額及び当該保険料の賦課期日の属する年の前年の合計所得金額(租税特別措置法第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から特別控除額を控除して得た額とする。以下この項及び次条第1項において同じ。)から所得税法第35条第2項第1号に掲げる金額を控除して得た額(当該額が0を下回る場合には、0とする。次号イ及び第4号イ並びに次条第1項第1号ハ、第2号イ及び第4号イにおいて同じ。)の合計額が80万円以下であり、かつ、イ、ロ又はニに該当しないもの</p> <p>ニ (略)</p> <p>(2)～(9) (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p><u>4</u> 第1項第1号ハの特別控除額は、<u>租税特別措置法第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項又は第36条の規定により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除すべき金額及び同法第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項又は第36条の規定により同法第32条第1項に規定する短期譲渡所得の金額から控除すべき金額の合計額とする。</u></p> <p><u>5</u>～<u>11</u> (略)</p>

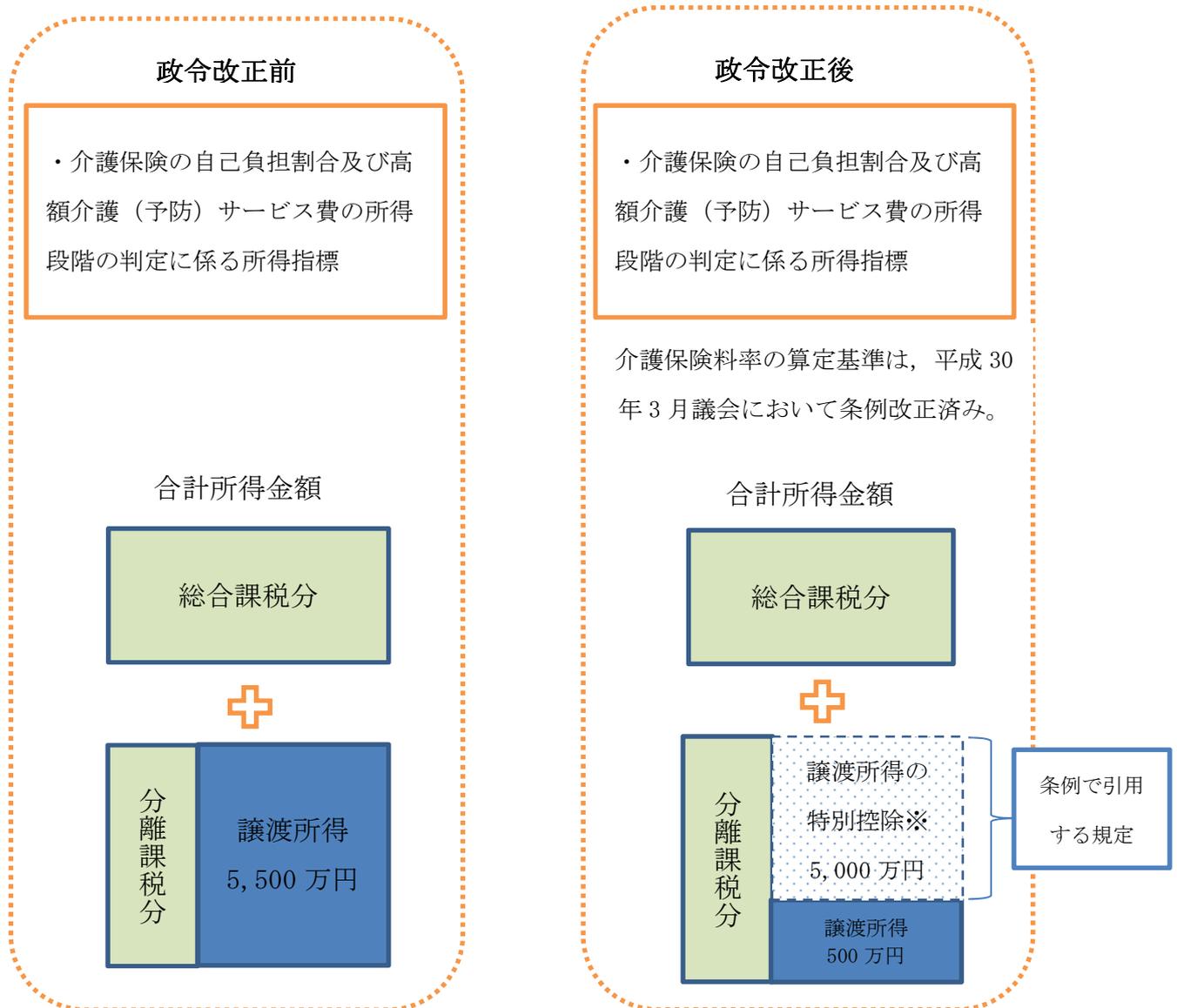
【介護保険法施行令の改正内容】

介護保険法施行令等の一部を改正する政令において、土地の売却等には災害や土地収用等を含む本人の責めに帰さない理由による場合もあることから、介護保険の自己負担割合等の所得段階の判定に当たって、土地の売却収入等を所得とみなさない扱いとするよう、所得指標を見直した。

- ・介護保険の自己負担割合等の所得段階の判定に用いる指標

旧：合計所得金額＝総合課税＋分離課税（特別控除前）

新：合計所得金額＝総合課税＋分離課税（特別控除後）



※市県民税の算定において、収用交換等のために土地等を譲渡した場合の5,000万円の特別控除が適用されたと仮定。